

令和4年度民設学童クラブ利用料助成費交付制度のご案内

神戸市では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、民設学童クラブ利用者向けの利用料助成費交付制度を設けています。

令和4年4月～令和5年3月

令和5年4月16日まで

令和5年5月末までに

学童利用

年度の利用終了後
申請書を提出

指定口座に
助成費を振込

助成区分と金額 ※利用時間・金額は月極の場合のみ対象です。

助成区分	基本利用	1時間延長	1時間を超えて延長
(1)生活保護受給世帯	上限 4,500 円	上限 6,000 円	上限 7,500 円
(2)令和4年度分の市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭			
(3)令和3年分の所得税非課税世帯	上限 2,250 円	上限 3,000 円	上限 3,750 円

(例)生活保護受給世帯で、基本利用17時までの学童クラブを18時まで延長利用し、毎月の利用料が10,000円、1年間利用の場合 助成額:上限 6,000 円(生活保護世帯で1時間延長)×12か月=72,000 円

必要書類 ※定められた書類が不足した場合には助成を受けることが出来ませんのでご注意ください

① 助成区分に関わらず必要な書類

・民設学童クラブ利用料助成費交付申請書(電子申請の場合は不要) ・民設学童クラブ利用料支払領収書

② 上記以外で区分ごとに必要な書類

助成区分	上記以外の必要書類	備考
(1)生活保護受給世帯	・生活保護適用証明書(登録児童の分)	・証明書は区役所で発行されたもの
(2) 令和4年度分の市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭	・令和4年度市民税非課税証明書(令和3年分所得) ・母子・父子家庭であることが分かる書類(児童扶養手当証書写しやひとり親家庭等医療費受給者証写し等)	・市民税非課税証明書は令和4年1月1日にお住まいの市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの
(3)令和3年分の所得税非課税世帯	・所得の分かる書類(令和3年分所得)以下のいずれか A 令和3年分源泉徴収票(写) B 令和3年分所得税確定申告書(写) C 令和4年度市民税課税証明書(令和3年分所得)(写)	A 複数勤務の場合は、全ての勤務先の源泉徴収票が必要 B 所得税確定申告書は税務署に申告した書類(一式全て) C 市民税非課税証明書は令和4年1月1日にお住まいの市区町村役所(住民税担当)で発行されたもの

※平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合に非課税扱いになる世帯の方は、扶養親族申告書もご記入ください。

神戸市行政事務センター 学童保育減免担当

ご提出

TEL 078-381-5533

お問い合わせ先

(受付時間 8:45～17:30(土日祝・年末年始を除く))

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル4F

申請に関する Q&A

・電子申請は可能ですか。

e-kobe を利用した電子申請が、下記より申請可能です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/59c278fe-d040-447b-b500-d58ce91c7956/start>



・郵送で申請する場合、申請書類等はインターネットでダウンロードできますか。

下記よりダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen.html>



・利用料支払領収書はどのようなものを提出すればよいですか。

施設発行の領収書もしくは利用料の振り込みが記載された通帳の写しを提出してください。

利用した全ての月分の領収書が必要です。※領収書・通帳の写しが無い場合は各施設にご相談ください。

・兄弟姉妹で利用している場合にはどうすればよいですか。

同一施設を利用の場合は、全員の名前を申請書に記載し、添付資料を揃えて申請してください。

兄弟姉妹で別々の施設をご利用の場合は、お手数ですが、別々に申請してください。

・年度途中で助成理由が生じました(生活保護適用となった、ひとり親となった等)が、助成対象になりますか。

助成理由が生じた翌月以降分について、助成対象になります。

(例)6月中旬に離婚、ひとり親家庭になった → 7月分以降適用

・年度途中で退所しましたが、助成対象になりますか。

入会していた期間の分について、助成対象になります。

(例)8月末で退会した → 4～8月分適用

・市民税額を計算する場合には、控除計算はどうなりますか。

調整控除以外の税額控除は適用しません。

・所得税を計算する場合には、控除計算はどうなりますか。

所得控除のうち寄附金控除と、各税額控除は適用しません。

・来年度も引き続き学童を利用しますが、申請は来年度でもよいですか。

年度ごとに助成しますので、**毎年度申請が必要です。**

・書類に不備があった場合、どうなりますか。

メール、電話、郵便等で再提出のお願いをします。

期限までに提出が無い場合は助成できませんのでご注意ください。

平成 22 年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、民設学童クラブ利用料助成費交付制度では、この税制改正が、利用料へ影響を与えないよう、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

令和3年分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして助成対象になる場合がありますので、該当する可能性がある場合は、ご案内下部のお問い合わせ・ご提出先にお問い合わせください。

『課税される所得金額』(源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』から『所得控除の額の合計額』を差し引いた金額)が廃止になった扶養控除の額より少ない(又は同額)場合に非課税扱いになります。

また、該当する場合は、利用料助成費交付申請書に必要事項を記入するとともに、申請書裏面の扶養親族申告書に18歳以下(令和3年12月31日時点)の扶養親族を記入のうえ、所得の分かる書類(源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し)を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして助成費交付の決定ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成 22 年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000 円×16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数

特定扶養控除上乗せ分 250,000 円×16～18歳の扶養親族の数

〈非課税扱いの例〉 —16 歳未満の扶養親族が 3 人の場合—

令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票																							
住所又は居所		神戸市中央区〇〇町 4-5-6				氏名		(受給者番号)															
						(フリガナ)		コウベ タロウ															
						(役職名)		神戸 太郎															
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額																			
給料・賞与	3,640,000	① 2,372,000	② 1,462,000	45,500																			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額																
有 無 従有 従無		特定 老人 その他	特別 その他					652,000	50,000														
(摘要)										配偶者の合計所得													
妻:●● 子:●● 子:●● 子:●●										個人年金保険料の金額													
										旧長期損害保険料の金額													
扶養親族	16歳未満	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日											
3								一般			就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	
																				〇	54	3	2
住所(居所)又は所在地	神戸市中央区〇〇通 1-2-3																						
氏名又は名称	◎ ◎ 産業株式会社 (電話) 078-×××-××××																						

〈上記「源泉徴収票」の例〉

課税される所得金額(① - ②)

$$2,372,000 \text{ 円} - 1,462,000 \text{ 円} = 910,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

平成 23 年から廃止された扶養控除の額

(例:16 歳未満の扶養親族が 3 人、16～18 歳の扶養親族が 0 人の場合)

$$380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} + 250,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

課税される所得金額「①910,000 円」が、廃止された扶養控除の額「②1,140,000 円」以下の場合は、民設学童クラブ利用料助成費交付制度では非課税扱いとします。

①910,000 円 ≤ ②1,140,000 円 … ①が②より少ないので非課税扱いとなります。